

# 小郡第一総合病院訪問看護ステーション

## 運営規程（介護予防）

制定	平成18年	4月	1日
改正	平成18年	9月	1日
改正	平成18年	10月	1日
改正	平成19年	11月	1日
改正	平成20年	2月	1日
改正	平成20年	5月	1日
改正	平成20年	11月	1日
改正	平成23年	5月	23日
改正	平成23年	9月	1日
改正	平成23年	11月	1日
改定	平成25年	4月	1日
改定	平成26年	4月	1日
改定	平成27年	4月	1日
改定	平成27年	7月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	令和4年	4月	1日
改正	令和4年	10月	1日
改正	令和5年	2月	13日
改正	令和5年	4月	1日
改正	令和6年	1月	1日
改正	令和6年	4月	1日

### 【事業の目的】

第1条 要介護状態等となった場合、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の訪問看護師等が訪問看護サービスを提供することにより、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### 【運営の方針】

- 第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の状態を踏まえて、利用者の意見を尊重し、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るように努める。
- 2 事業の実施に際しては、主治医及び関係各機関との密接な連携を図り、その協力と理解のもとに適切なサービスの提供を行うものとする。
  - 3 訪問看護サービスの提供に際しては、各種法令に沿った内容で行うこととする。

### 【事業所の名称及び所在地】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 小郡第一総合病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 山口市小郡下郷862番地3

### 【従業者の職種、員数】

第4条 ステーションに勤務する職員及び員数は次のとおりとする。

- 管理者 1名（主任看護師）
- 看護師 5名（1名は管理者と兼務）
- 理学療法士 1名
- 言語聴覚士 1名（小郡第一総合病院と兼務）

### 【従業者の職務内容】

第5条 ステーションに勤務する従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（ステーション主任看護師）  
従業者を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 訪問看護師  
医師の指示のもと、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 事務員（必要に応じて配置）  
ステーションの事務を担当する。
- (4) 理学療法士・言語聴覚士  
医師の指示のもと、看護師と協力して訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（主にリハビリテーション）を担当する。

### 【営業日及び営業時間】

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 通常の営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝祭日、8月15日及び12月30日から1月3日までの日を除く。
- (2) 通常の営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 通常の営業日及び営業時間以外においても、必要に応じて指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供ができるものとする。
- (4) 臨時や緊急に訪問看護が必要な場合に備えて24時間連絡が可能な体制をとるものとする。

### 【指定訪問看護の内容】

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状、障害の観察、アセスメント
- (2) 清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持
- (3) 摂食困難者の食事介助及び全介助者の排泄介助等日常生活の支援
- (4) 褥創の予防、処置
- (5) 生活機能回復リハビリテーション

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の看護、家族支援
- (8) 療養生活相談及び介護方法の指導・助言
- (9) 各種医療機器装着者の看護、処置
- (10) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療措置

### 【指定訪問看護の利用料及びその他の費用の額】

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬表上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を徴収する。老人医療給付対象者及び高齢者の場合所得に応じて、訪問看護療養費の合計額の1割から3割を徴収する。健康保険法等、本人、家族の場合、訪問看護療養費の3割を徴収する。

- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護については、次の交通費を徴収する。
  - (1) 片道10km以上50km未満 1, 100円(税込)
  - (2) 片道50km以上100km未満 2, 200円(税込)
- 3 前項の利用料の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

### 【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、山口市（旧徳地町及び旧阿東町を除く）とする。

### 【虐待の防止のための措置に関する重要事項】

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生または防止のため、次に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止責任者の選定。
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための研修実施。
- (3) 虐待等が発生した場合の適切な対応及び、報告体制の整備。
- (4) 虐待防止委員会の設置及び定期的開催。

### 【緊急時等における対応方法】

第11条 サービスの提供中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を取り適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合、救急搬送などの必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項の処置を行った場合、主治医及び管理者に報告するものとする。

### 【事故発生時の対応】

第12条 サービス提供時に事故が発生した場合、従事者はまず医師・救急へ連絡を取る。ついで、管理者、ご家族、必要によっては市町村等関係機関へ連絡を行う。

- 2 事故の処理対応については、ステーションとして可能な限り協力するものとする。

3 万一、補償等の問題が発生した場合、誠実に協議するものとする。

**【苦情処理】**

第13条 利用者等からの苦情に対しては、管理者をその担当者とし、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

**【研修計画】**

第14条 ステーションは、従業員の資質向上を図るため、研修などの機会を設ける。

**【秘密の保持】**

第15条 ステーションの従業員は、業務により知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

2 第1項の規定にかかわらず、ステーションの事業者は高齢者虐待防止法に定める通報を行うことが出来るものとし、その場合、ステーションの事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

**【その他】**

第16条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項の改廃は、理事長の決裁を経てこれを定める。

**【附則】**

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

**【附則】**

第8条の介護保険法の3割負担は、平成30年8月1日より施行する。

**【附則】**

第10条の虐待防止のための措置に関する重要事項は、令和5年12月1日より施行する。

**【附則】**

改正後の規程は、令和6年4月1日より施行する。